

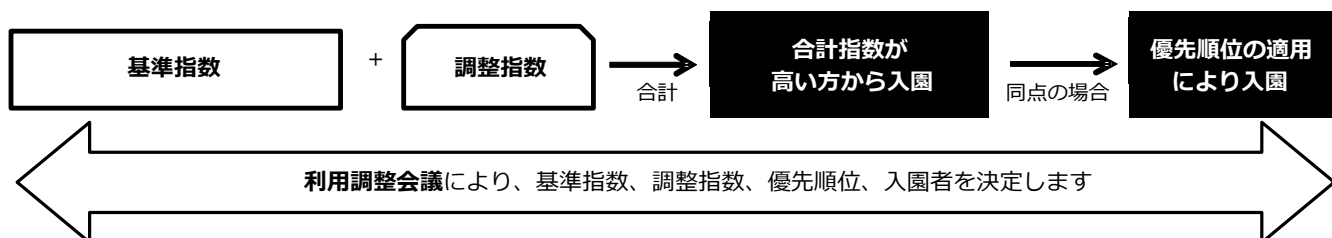
8 利用調整

利用調整会議について

- ◆ご提出いただいた書類や調査をもとに、利用調整会議において基準指数、調整指数及び優先順位により入園者を決定します。
そのため、**お申込み時点では指数の計算はできません。**
- ◆指数付けの基準日となる日付は、4月入園一次募集を除き各月の受付締切日です（4月入園申込みの場合、一次募集は11月27日（木）、二次募集は2月13日（金））。**締切日までに保育支援課保育サービス係が受領している書類に基づき、指数付けを行います。**締切後に受領した書類は、次の指数基準日に該当する利用調整会議より指数の変更が行われます。
＜例＞ 6月8日に追加書類を保育支援課保育サービス係が受領 → 7月入園締切日＝6月5日 → 8月利用調整から反映
- ◆入園のしおりに書かれていないことは利用調整に用いません。

選考方法

指数（点数）は、基準指数と調整指数の合計です。利用調整会議にて、その指数の合計が高い方から入園を決定しますが、同点の場合は優先順位を用いて決定します。



（１）基準指数について（P.37基準指数表）

- ◆保護者の事由をもとに必ず指数付けされます。世帯の基準指数は父母の合計となります。
- ◆保護者が保育を必要とする事由が2つ以上ある場合は、**主たる事由を基準指数とします。**複数の事由に対する指数を合算することはありません。

（２）調整指数（加算・減算）について（P.38調整指数表）

- ◆世帯の状況によって加算・減算になる場合があります。
- ◆調整指数表に該当するものについて、加算・減算を行います。一部重複しない項目もありますので、よくお読みいただき必要書類をご準備ください。

（３）優先順位の適用について（P.39優先順位）

- ◆合計指数が同点の場合、優先順位により入園者を決定します。
- ◆記載のあるとおりの順位で入園可能人数に達するまで調整を行います。

＜「優先順位４番」の「世帯基準指数が高い世帯」とは＞

利用基準表の指数と調整指数の合計が同点だった場合に、基準指数が高い世帯が優先となります。

＜例＞ ア世帯）基準指数**24点** 調整指数**2点** …… 合計指数**26点**

イ世帯）基準指数**22点** 調整指数**4点** …… 合計指数**26点**

「優先順位１番～３番」までに差がつかなかった場合に、**基準指数が高いア世帯を優先**します。

指数付けや優先順位の注意点

保護者の状況により、以下のように指数付けを行い、保育園等の利用調整を行います。

求職中の方の注意点

- ◆就労先が決まった場合は、「就労証明書（区様式）」の提出が必要となります。当初提出した就労証明書が就労開始日より前の証明日のものである場合、就労開始後に再度、就労開始日より後の証明日の「就労証明書（区様式）」を提出することで指数が上がる可能性があります。
- ◆求職中で申込み、待機となった場合、認定有効期間終了月の翌月末をもって申込みが取下げとなります。**引き続き申込みを有効とするためには、認定有効期間終了月の月末までに「求職活動報告書（区様式）」の提出が必要**となります。

疾病・介護・就学の方の注意点

- ◆疾病事由の入院は、入園希望月初日から1か月以上の入院が必要であることが診断書で確認できる場合に適用します。
- ◆介護事由の介護時間及び就学事由の就学時間は、1日4時間以上かつ月12日以上を常態とすることが必要です。
- ◆就学または就学内定事由での申込みは、就学事由のわかる「在学（予定）証明書」及び「カリキュラム（授業形態が分かる書類）等」または合格証明書等の提出が必要です。
（学校教育法に定める学校（大学・大学院）や職業訓練校の場合、カリキュラムの提出は不要です。）

就労の方の注意点（就労時間と最低基準）

- ◆就労事由の最低基準として、1日4時間以上かつ月12以上の就労を常態とすることが必要です。
（例）1日4時間×月12日＝月48時間・・・○ 1日6時間×月11日＝月66時間・・・×
- ◆複数箇所ですら就労している場合、就労時間及び就労日数を合計して考えます。
（例）A職場・・・1日8時間×週3日（月・火・水）就労
 B職場・・・1日8時間×週2日（木・金）就労 合計 ・・・・**1日8時間×月20日（12点）**として指数決定します。
- ◆就労時間とは、契約上の拘束時間で**休憩時間を含みます**。なお、**残業時間・通勤時間は含みません**。
- ◆就労の事由で申込む場合は、証明日が就労開始日以降の「就労証明書（区様式）」の提出が必要となります。**就労開始日より前の証明日の「就労証明書（区様式）」を提出した場合は、就労内定**として指数を決定します。
- ◆就労内定は、1日4時間以上かつ月12以上の就労が入園希望月中に開始されることが内定している場合に適用し、それより少ない就労の場合は求職中扱い（4点）となります。
- ◆日数に幅がある場合、少ない方の日数で判断します。
（例）「就労証明書（区様式）」の就労日数の表記が、「月11日～12日」などの場合は求職中扱い（4点）となります。

就労の方の注意点（育児休業を取得中の方）

- ◆育児休業前と同一の就労先・就労条件（就労日数・就労時間）で入園月の月末までに復職することを前提に、産前産後休暇前の就労日数・就労時間で指数付け（短時間勤務制度を取得する場合はP.36の内容を適用）します。復職されましたら、2週間以内を目安に「復職証明書（区様式）」を提出してください。

就労の方の注意点（育児休業が適用されない方）

- ◆指数基準日時点で産前産後休業を取得中の方が、**産前産後休業前と同一の就労先・就労条件（就労日数・就労時間）で入園月の月末までに復職することを前提に、産前産後休業前の就労日数・就労時間で指数付け**（短時間勤務制度を取得する場合はP.36の内容を適用）します。復職されましたら、2週間以内を目安に「復職証明書（区様式）」を提出してください。
- ◆産後休業後、入園月の月末までに復職していない場合は、求職中（4点）となります。

（続き）指数付けや優先順位の注意点

就労の方の注意点（自営業、パート・アルバイトの方、その他）

※個人事業主として就労されている方、親族の経営する会社に従業員として就労している方または会社役員の方は、自営業として取り扱いをします。必ず、「就労証明書（区様式）」への法人番号の記載、または自営を証明する書類をご提出願います。

- ◆自営業のうち、「就労証明書（区様式）」内の法人番号が未記入で自営を証明する書類が未提出の場合は、P.38「調整指数 4 番」の調整となります。
- ◆ボランティア活動または宗教活動への従事は、就労に該当しません。

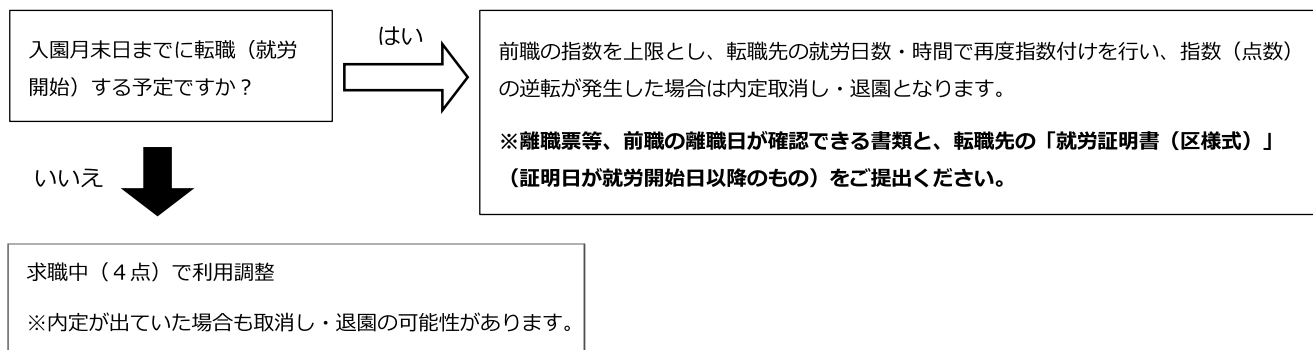
転職について

申込み後に転職予定のある方は、内定が出ていた場合も取消し・退園の可能性があります。就労中としての指数決定には、下記の通り指数基準日に在職している就労先の「就労証明書（区様式）」の提出が必要です。

（１）前職の離職日が、指数基準日より前の場合の転職

指数基準日までに、証明日が就労開始日以降の転職先の「就労証明書（区様式）」をご提出ください。提出されない場合、求職中としての指数決定となります。

（２）前職の離職日が、指数基準日以降入園希望月前月末までの場合の転職



※育児休業中および育児休業復職予定でお申込みの方が、育児休業前の就労先に復職せずに転職・退職した場合は、求職中として再度指数付けを行い、指数（点数）の逆転が発生した場合は内定取消し・退園となります。会社都合により育児休業から復職できない場合は保育園ナビゲーターへご連絡ください。

※転職が内定していても、指数基準日時点で在籍している就労先がない場合は、就労内定として指数付けを行います。

※入園月中に前職を離職した場合は、前職での指数付けとなりますが、入園月 1 日時点で前職に在籍していたことを確認するため、離職票等、前職の離職日が確認できる書類をご提出ください。（転職の場合は、転職先の「就労証明書（区様式）」も併せてご提出ください。）



育児休業の取扱い

※育児休業とは、『育児休業・介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)』その他の法律（以下「育児休業法等」という）に規定する、児童に係る休業を指します。

（１）申込みについて

条 件	◆育児休業の復職予定月が入所希望月以降の場合であっても申込みができます。ただし、当初の復職予定月よりも前の月に入所が内定した場合、育児休業を入所月まで短縮の上、必ず復職することが条件ですので事前に就労先にご確認ください。「就労証明書（区様式）」の「入所内定時育休短縮可否」欄において否と記載されている場合においても同様の取扱いとなります。 ◆申込み時の就労証明書の復職予定月が入園希望月より前の場合は育児休業を延長したものとみなし、入園希望月を復職予定月として取り扱います。ただし、「就労証明書（区様式）」の「育休延長可否」欄において可または可（予定）と記載がある場合に限りです。
--------	---

（２）育児休業加算（P.38「調整指数12番」）について

1歳児クラス以降（令和2年4月2日～令和7年4月1日生まれの児童）に育児休業復職予定で申込みの場合、調整指数2点を加算します。

※「調整指数14番（認可外加算）」とは重複して加算されません。

注 意 点	◆保育園等からの転園の場合は対象外となります。 ◆指数基準日時点で育児休業を取得している方が対象です。 ◆就労事由での申込みに限り、加算対象となります。 ◆申込児童以外の育児休業を取得している方で、<u>復職予定がない場合は対象外</u>となります。
-------------	--

（３）申込み後の手続き（入園内定となった場合）

《保育支援課保育サービス係に書類を提出する》

入園月の月末までに育児休業から復職をした後、2週間以内を目安に「復職証明書（区様式）」の提出が必要です。

※「復職証明書（区様式）」は、区ホームページからダウンロードするか、保育園等にて取得してください。

注 意 点	◆育児休業から復職予定でお申込みをした場合は、<u>育児休業前と同一の就労先・就労条件（就労日数・就労時間）で、入園月中に復職する必要があります。</u>（P.36短時間勤務制度の取扱いの場合を除く） ◆<u>入園月中に復職をしない場合は原則退園となります。会社都合により入園月中に復職ができない場合は、保育園ナビゲーターへご連絡ください。</u> ◆<u>育児休業から復職せずに退職した場合は、求職中として再度指数付けを行い、指数（点数）の逆転が発生した場合は内定取消し・退園となります。</u>会社都合により退職した場合は保育園ナビゲーターへご連絡ください。 ◆復職にあたっての部署の異動・派遣先の変更は問いません。
-------------	---

(続き) 育児休業の取扱い

※育児休業から復職する際、**指数（点数）の逆転が発生した場合は内定取消し・退園となります。**

以下の場合に該当する場合は、速やかに保育園ナビゲーターへご連絡ください。

例	申込時	入園時
例①	A社で育児休業取得中 (就労条件：契約社員・月20日・8時間勤務)	入園月中にA社へ復職 (就労条件：契約社員・月16日・8時間勤務)
例②	A社で育児休業取得中 (就労条件：派遣社員・月20日・8時間勤務)	入園月中にA社へ復職 (就労条件：派遣社員・月20日・7時間勤務)
例③	A社で育児休業取得中 (就労条件：派遣社員・月20日・8時間勤務)	A社に復職せず退職し、B社へ転職

(4) 申込み後の手続き（待機となった場合）

《保育支援課保育サービス係に書類を提出する》

育児休業復職予定で申込みを行い、待機となった後で認可外保育施設等をご利用され復職される場合は、P.38「調整指数14番」の対象となる可能性があるため、「復職証明書（区様式）」と「受託証明書（区様式）」をご提出ください。復職せずに育児休業を延長される場合は、「就労証明書（区様式）」の再提出は不要です。入園希望月を復職予定月として取り扱います。

(5) 入園後、下の子を出産して育児休業を取得する場合

入園後に下の子を出産して育児休業を取得する場合、**下の子の育児休業期間内で、上の子の継続在園が可能です。最長で卒園まで在園ができます。**

※育児休業期間が決まり次第、「育児休業（延長）承認書（区様式）」を就労先に記載してもらい、ご提出ください。

※育児休業を取得した就労先に復職せず、退職や転職をした場合は、事実が判明した月末付けで退園となる場合があります。

短時間勤務制度の取扱い

短時間勤務を利用する場合、短時間勤務制度として**1日4時間以上（休憩時間含む）かつ月48時間以上**の就労時間があれば契約（通常の就労）時間での指数付けを行います。

- ◆短時間勤務とは、契約（通常の就労）時間を短くするものではなく、会社の育児または介護のための短時間勤務制度を利用することです。「就労証明書（区様式）」に短時間勤務制度の時間と契約（通常の就労）時間が記入されていることが必要です。
- ◆1日4時間未満の短時間勤務制度を利用する場合は、求職中としての指数決定となります。
- ◆通常の就労時間での指数決定をして入園した方が復職時に4時間未満の就労時間となった場合、退園となることがあります。
- ◆会社の制度上、やむを得ず最低の就労要件（1日4時間以上かつ月48時間以上）を満たせない場合は、保育園ナビゲーターにお問い合わせください。

保 育 の 利 用 基 準 表

◆基 準 指 数 表

※申込み時の保護者の状況（就労状況等）が、入園希望月以降も継続するものとして指数付けを行います（備考①）

番号	事 由	保 護 者（ 父 母 ） の 状 況		基 準 指 数	利 用 期 間	
1・2	就 労 (居宅外・居宅内)	月 20 日 以 上	週40時間(月160時間)以上の就労を常態	12	就 労 事 由 に 該 当 し な く な る ま で (育 児 休 業 の 場 合 、 入 園 月 の 月 末 ま で に 復 職 が 必 要 と な り ま す 。)	
			週35時間(月140時間)以上40時間(月160時間)未満の就労を常態	11		
			週30時間(月120時間)以上35時間(月140時間)未満の就労を常態	10		
			週25時間(月100時間)以上30時間(月120時間)未満の就労を常態	9		
			週20時間(月80時間)以上25時間(月100時間)未満の就労を常態	8		
		月12日以上 20 日 未 満	週32時間(月128時間)以上の就労を常態	10		
			週28時間(月112時間)以上32時間(月128時間)未満の就労を常態	9		
			週24時間(月96時間)以上28時間(月112時間)未満の就労を常態	8		
			週20時間(月80時間)以上24時間(月96時間)未満の就労を常態	7		
			週12時間(月48時間)以上20時間(月80時間)未満の就労を常態	6		
育 児 休 業	育児休業復職予定での申込（備考②）	外勤に準じる				
3	疾 病 (備 考 ③)	入 院	入園希望月初日から引き続き1か月以上の入院	12		
		居 宅 内 療 養	常時病臥	自宅で一日の大半を病床に臥していることが常態		12
			精 神 性	精神性疾患があり、手帳等級に該当しないもの		6
			一般療養	安静を要する状態（常時病臥ではない。）		7
				通院加療		
	障 害 (備 考 ④)	身体障害者手帳1・2級（聴覚又は言語障害は1～3級）程度		12		
		愛の手帳（療育手帳）1～3度、または精神障害者保健福祉手帳1～3級程度				
		身体障害者手帳3級（聴覚又は言語障害は4級） 愛の手帳（療育手帳）4度程度		7		
		身体障害者手帳4級～6級程度		3		
	4	施 設 等 介 護 (備 考 ⑤)	右の介護状 況が常態で あること	月20日以上の週30時間（月120時間）以上		10
月20日以上の週20時間（月80時間）以上30時間（月120時間）未満				9		
月16日以上の週24時間（月96時間）以上				8		
月16日以上の週16時間（月64時間）以上24時間（月96時間）未満				7		
月12日以上の週18時間（月72時間）以上				5		
月12日以上の週12時間（月48時間）以上18時間（月72時間）未満				3		
自 宅 介 護 (備 考 ⑤)		全介護を必要とする者を介護する場合		12		
		一部介護を必要とする者を介護する場合		8		
		支援を必要とする者を介護する場合		6		
		上記以外の介護を必要とする者を介護する場合		3		
5	災 害	災害復旧のために保育に当たれない場合		12		
6	就 労 (就 学) 内 定	入園希望月までに就労（就学）を開始することが決まっている場合		5	各 事 由 に 該 当 し な く な る ま で (事 由 が 開 始 す る こ と が 前 提)	
	求 職 中	求職のために、外出し保育に当たれないことが常態		4		
	出 産	出産（予定）月の2か月前の月から、出産（予定）日から起算して57日目を経過する月の月末までの期間内にある方		4	左 記 の 期 間 内	
7	就 学	学校教育法に定める学校・職業訓練校に通学		11	在 学 終 了 月 末 ま で	
		その他の学校に通学（月12日以上、1日4時間以上のカリキュラム）		8		
8	不 存 在	死亡・離婚・未婚・行方不明・拘禁等		12		

(備考)

- ①既に転職が決まっている方、または申込み後に転職等、就労状況が変わる場合は、必ず事前にご連絡ください。（就労先等の状況変化により指数が下がることで内定取消しとなる場合があります。）＊追加書類の提出により、指数が増減する可能性があります。
- ②育児休業で申込みの場合、入園月の月末までに育児休業から復職できない場合は原則退園となります。また、復職せずに転職等で退職した場合は求職中として再度指数付けを行い、指数（点数）の逆転が発生した場合は内定取消し・退園となります。育児休業から復職したら、2週間以内を目安に「復職証明書（区様式）」をご提出ください。
- ③「疾病」の「居宅内療養」について、「常時病臥」は医師の診断書に傷病により常時寝たきりの状態が1か月以上継続していることが確認できること、「精神性」は医師の診断書に児童の保育を必要とする旨の記載があり、病状等が確認できること、「一般療養（安静を要する状態）」は医師の診断書に児童の保育を必要とする旨の記載があり、医師から常時安静又は安静に近い療養を指示されていること、「一般療養（通院加療）」は医師の診断書に児童の保育を必要とする旨の記載があり、通院及び療養を必要としていることが確認できることを指します。
- ④「障害」は原則として障害者手帳等の取得状況等に基づき指数付けを行います。「程度」とは、障害者手帳を取得していない方で、医師の診断書や意見書にその程度について障害種別及び級数または度数が明記されている場合をいいます。診断書内に「3級療養」等の記述が必要です。
- ⑤「介護」は、被介護者の年齢を問いません。被介護者が入園申込児童と別の方であれば対象となります。

◆調整指数表（保護者及び児童個人に関わる調整指数）

※調整指数に該当することを証明する書類が提出された場合に適用し、重複して加算または減算するものとします。ただし1番～3番は重複して加算しません。

また12番と14番は重複して加算しません。

番号	条 件	指数
1	保護者が身体障害者手帳 1・2級 、愛の手帳（療育手帳） 1～3度 、精神障害者保健福祉手帳 1～3級 の1つに該当する場合、またはそれと同程度の障害があると認められる場合	備考① +3
2	保護者が聴覚若しくは言語に関して身体障害者手帳3級に該当する場合、またはそれと同程度の障害があると認められる場合	+2
3	保護者が入院または常時病臥・精神性疾病・感染症で居宅療養している場合 ＊保護者の事由が「疾病」または「障害」の場合に限る	+1
4	自営に該当する保護者（個人事業主、経営者、会社役員、親族が経営する会社で就労する場合、内職）で、就労証明書に法人番号の記載がなく、自営を証明する書類の提出がない場合	-4
5	申込児童が、身体障害者手帳 1・2級 （聴覚又は言語障害 1～3級 ）、愛の手帳（療育手帳） 1～3度 の1つに該当する場合、またはそれと同程度の障害があると認められる場合（ただし、江東区特別支援児・医療的ケア児保育所等入所検討委員会において集団保育が可能と認められた場合に限る。）	備考① +1
6	保護者が保育士、または保育教諭として江東区内の認可保育園、認定こども園、小規模認可保育園、居宅訪問型保育、認証保育所、その他の認可外保育施設での就労が内定している場合、または就労していて、育児休業復職予定での申込みの場合	+1
7	生活保護を受給している世帯（ただし、求職中の場合は除く。）	+1
8	ひとり親世帯または父母不存在世帯（祖父母同居を含む）	+2
9	江東区内の卒園後の連携施設がない小規模認可保育園2歳児クラスの卒園に伴う、翌年度4月転園申込みの場合 ＊連携施設の整備状況により変更する場合があります。 以下の施設は、入園日時時点で卒園後の連携施設が既に整備されていることから、加算の対象外となります。 ◆「おうち保育園とよす」「おうち保育園しのめ」「たかもり保育園」「おうち保育園門前仲町」 「Kid's Patio 江東おひさま園」「もりのなかま保育園 亀戸園」「キャリー保育園にしおおじま」 「もりのなかま保育園 北砂園」「もりのなかま保育園 東砂園」「小鳩スマート保育所 冬木」	+3
10	◆南砂第五保育園2歳児クラスの卒園に伴う、翌年度4月転園申込みの場合 ◆江東区民（入園希望月の前月末までの転入予定者を除く。）が江東区以外の認可保育園等に在園している場合で、入園希望月から継続入園できない場合	+2
11	双生児以上の申込みの場合	各+1
12	指数基準日時で育児休業を取得しており、1歳児クラス以降に育児休業復職予定での申込みの場合 ＊調整指数14番とは重複しません。 ＊就労事由での申込みに限ります。	+2
13	希望する保育園等に利用希望月時点で兄弟姉妹が在園している場合	+2
14	江東区民が、申込児童を、居宅訪問型保育・認証保育所・認可外保育施設・家庭福祉員・ベビーシッター（全国保育サービス協会に登録している事業所）または居宅訪問型認可外として都道府県等に届出を行っている方に有料（月12日以上で1日4時間以上の月極）で預け、預け先の証明の提出がある場合（ただし、その時間帯に就労していることが常態である場合、または疾病・障害・介護・就学に該当している場合に限る。） ＊指数基準日までに江東区民として、申込みを行った方のみ対象とし、江東区に転入予定で申込む場合は対象外となります。 ＊親族に預けている場合は含みません。 ＊認可外保育施設は、国、都道府県または市区町村へ届出を行っている施設に限ります。 ＊育児休業を取得している場合、「就労していることが常態」とはいえないため、育児休業対象児童は加算の対象外となります。（育児休業対象児童以外の児童は、上記条件を満たせば加算対象となります。）	1人 +2 2人以上 各+3
15	求職中の世帯の生計中心者が、申込み時より6か月以内に失業（解雇）・倒産により、緊急に生計を得るための就労を要する場合（離職票または離職証明書のコピー等、離職事由がわかる証明書の提出がある場合に限る。） ＊自己都合の退職は除く。	+1
16	区外居住者（入園希望月の前月末までの転入予定者を除く。）で勤務地が江東区内の場合	-4
17	兄弟姉妹が在園または卒園児であって、当該在園児等に係る保育料等が指数基準日時点において、延3か月以上滞納している場合	-20
18	育児休業延長許可届（区様式）の提出がある場合（ただし、育児休業中であることが就労証明書で確認できる場合に限る。）	-50

（備考）

①1番、2番及び5番の“同程度の障害”とは、医師の診断書や意見書に障害種別及び級（度）数が明記されている場合に該当します。

②その他、児童虐待によりこどもの生命に危険がある場合や医療的ケアが必要な児童等、特に福祉事務所長が認める場合は加算・減算を行います。

◆優先順位

◎利用指数(世帯基準指数と調整指数の合計)が同一の場合、次の順位による

順位	要 件
1	保護者が江東区民である場合 *入園希望月の前月末までの転入予定者を含みます。
2	ひとり親世帯または父母不存在世帯
3	単身赴任世帯 (単身赴任や海外勤務等により、入園希望月から6か月を超えて継続して不在であることが、就労証明書で確認できる場合に限ります。(※1))
4	世帯基準指数の高い世帯(P.37の基準指数表のうち父母の合計指数)
5	江東区内の卒園後の連携施設がない小規模認可保育園2歳児クラスの卒園に伴う、翌年度4月転園申込みの場合 *連携施設の整備状況により変更する場合があります。 以下の施設は、入園日時時点で卒園後の連携施設が既に整備されていることから、優先の対象外となります。 ◆「おうち保育園とよす」「おうち保育園しののめ」「たかもり保育園」「おうち保育園門前仲町」 「Kid's Patio 江東おひさま園」「もりのなかま保育園 亀戸園」「キャリー保育園にしおおじま」 「もりのなかま保育園 北砂園」「もりのなかま保育園 東砂園」「小鳩スマート保育所 冬木」
6	◆南砂第五保育園2歳児クラスの卒園に伴う、翌年度4月転園申込みの場合 ◆江東区民(入園希望月の前月末までの転入予定者を除きます。)が江東区以外の保育園等に在園している場合で、入園希望月から継続要件がない場合
7	希望する保育園等に入園希望月時点で兄弟姉妹が在園している場合
8	保護者の事由が、障害・疾病・介護・災害のいずれかである場合
9	養育している児童(18歳未満)の人数の多い世帯 (児童の人数は、指数基準日時点で既に出生している人数とします。ただし、出生前申込みの場合は、当該出生前児童を人数に含めます。)
10	同居する65歳未満(入園希望月の対象年度の4月1日時点の年齢)の保育にあたることのできる祖父または祖母のいない世帯 *別世帯であっても同一住所の場合は同居とみなします。
11	経済的困窮度の高い世帯(令和7年度の市区町村民税で判定します。) (令和7年1月1日時点で日本国内に住民登録がなく、給与支払証明書等の令和6年1月～12月の総所得金額が確認できる書類のご提出がない方や、申込書に記載の令和7年1月1日時点の住民登録地が事実と異なる場合又は未申告で住民税の確認ができない場合は、最高額で判定します。) (判定に際し、寄附金控除、配当控除、外国税控除、配当・譲渡割控除及び住宅取得控除等は税額控除が適用されません。)
12	江東区に引き続き居住している期間が長い世帯(保護者のどちらか長い期間を適用します。)

※1 自営の単身赴任の方は、保育園ナビゲーターまで事前にお問い合わせください。